



令和 8 年 3 月 23 日

報道関係者 様

## 行政代執行による特定空家等の除却について

### → 主な概要

令和 8 年 2 月 18 日に報道提供した行政代執行について一時的に執行を延期しておりましたが、実施の日程が決まりましたので提供させていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」とであると認められる建築物について、法第 22 条第 9 項の規定に基づき、行政代執行による解体工事に着手します。

当該特定空家等は、外壁の崩落や建築物の倒壊の恐れがあるため、このままでは住民等に大きな被害が発生することが危惧されています。令和 4 年情報提供以降、法令に基づく指導を行ってきましたが未だ改善がなされていません。このため、令和 7 年 12 月 12 日付けで法による「命令」の措置を実施しておりますが、措置期限（令和 8 年 1 月 9 日）までに改善が図られていないことから、法第 22 条第 9 項の規定に基づき、守口市が行政代執行による除却を実施します。

### → とき・ところ・内容

- 1 工事期間 令和 8 年 3 月 24 日(火)・25 日(水)  
(ただし、進捗状況や天候等の理由により、変更することがあります。)  
※ 3 月 24 日(火) 午前 8 時 40 分に現地で代執行宣言後、着手します。
- 2 工事場所 守口市滝井西町一丁目 1-10 (住居表示)  
守口市滝井西町一丁目 16 番地 3 (地番)
- 3 工事内容 当該特定空家等 (基礎の部分を除く) の除却

#### 【問合せ】

守口市役所都市整備部住宅まちづくり課

電話 06-6992-1696 (直通)